



令和元年9月30日 発表

担 当	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 大谷 徹 専門監督官 若田 丈雄 電話 058-245-8102

## 外国人技能実習生を雇用する事業者の監督指導結果、 送検状況（平成30年）を公表します

～ 労働基準関係法令の違反率 71.6%、送検7件は全国の約4割 ～

岐阜労働局は、県内の7つの労働基準監督署が、平成30年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」<sup>(※)</sup>）を雇用している事業場の立入調査等（以下「監督指導」）、送検の状況を取りまとめましたので公表します。

### 1 平成30年の監督指導・送検の状況

- 労働基準関係法令違反は、監督指導 363 事業場のうち 260 事業場 (71.6%)。違反率は、前年から 2.7 ポイント低下した。
- 主な違反事項は、①労働時間 (24.8%)、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 (19.8%)、③割増賃金の支払い (19.6%) の順に多かった。
- 重大・悪質な違反による送検は7件（全国19件のうち36.8%）。また、県内の送検総数32件のうち21.9%を占めている。

### 2 5年間の推移

- 監督指導対象事業場は年々増加。様々な製造業で技能実習生が増加している要因が大きい。全体の違反率 (71.6%) は全国 (70.4%) を若干上回るものの、低下傾向である。
- 労働時間の違反は5年連続で最も多いが、減少傾向である。安全基準、割増賃金、労働条件明示は、概ね横ばいで推移。
- 主な業種別の違反率は、建設業 (63.6%)、金属製品製造業 (68.3%) が減少。木製品・家具製造業は増加。また、食料品製造業 (78.9%)、窯業土石製品製造業 (76.0%)、繊維製品製造業 (75.3%) は平均を上回っている。

岐阜労働局及び労働基準監督署は、監理団体および事業者に対し、労働基準関係法令の周知・啓発と改善指導を行うほか、重大・悪質な違反に対する送検を行うなど、引き続き技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組みます。

※ 岐阜県は、全国で6番目に多い13,372人（平成30年12月末）の技能実習生を受け入れています。

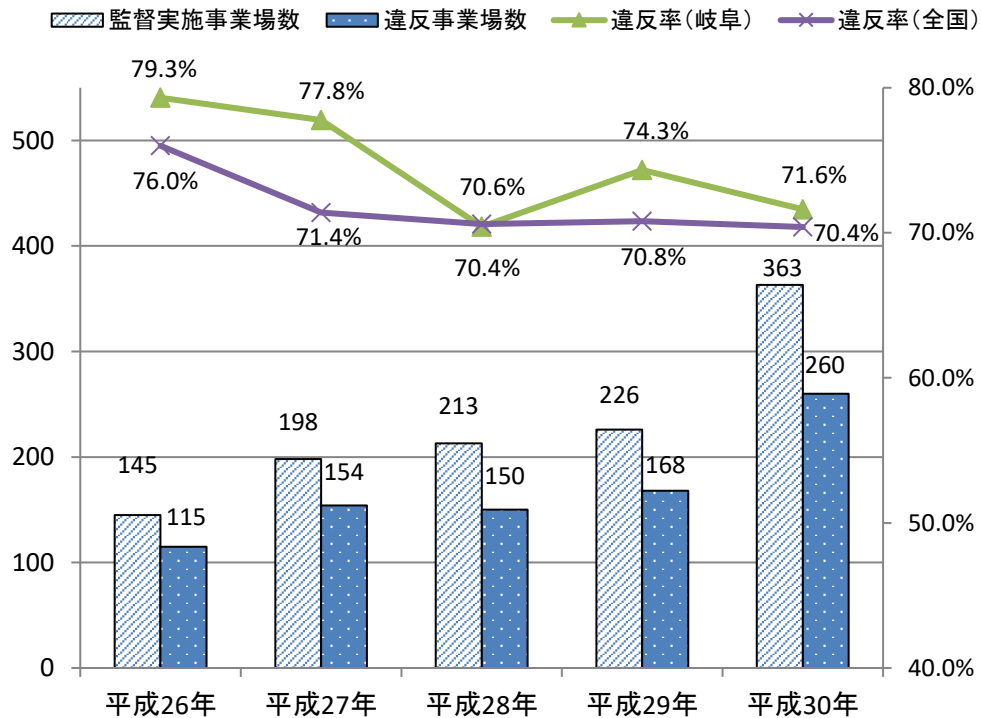
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況（平成30年）

## 技能実習生の実習実施者に対する監督指導、送検等の状況(平成30年)

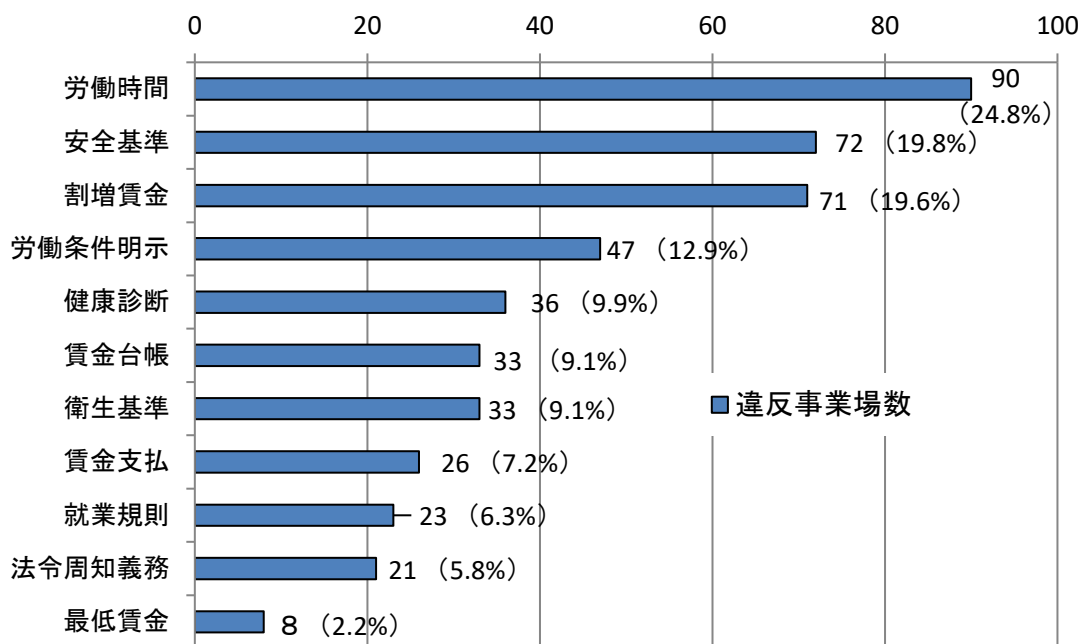
### 1 監督指導状況

(1) 県内の労働基準監督機関において、実習実施者に対し363件の監督指導を実施し、その71.6%にあたる260件で労働基準関係法令違反を確認した。全国を若干上回るものの減少傾向が認められる。

〈注〉違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。

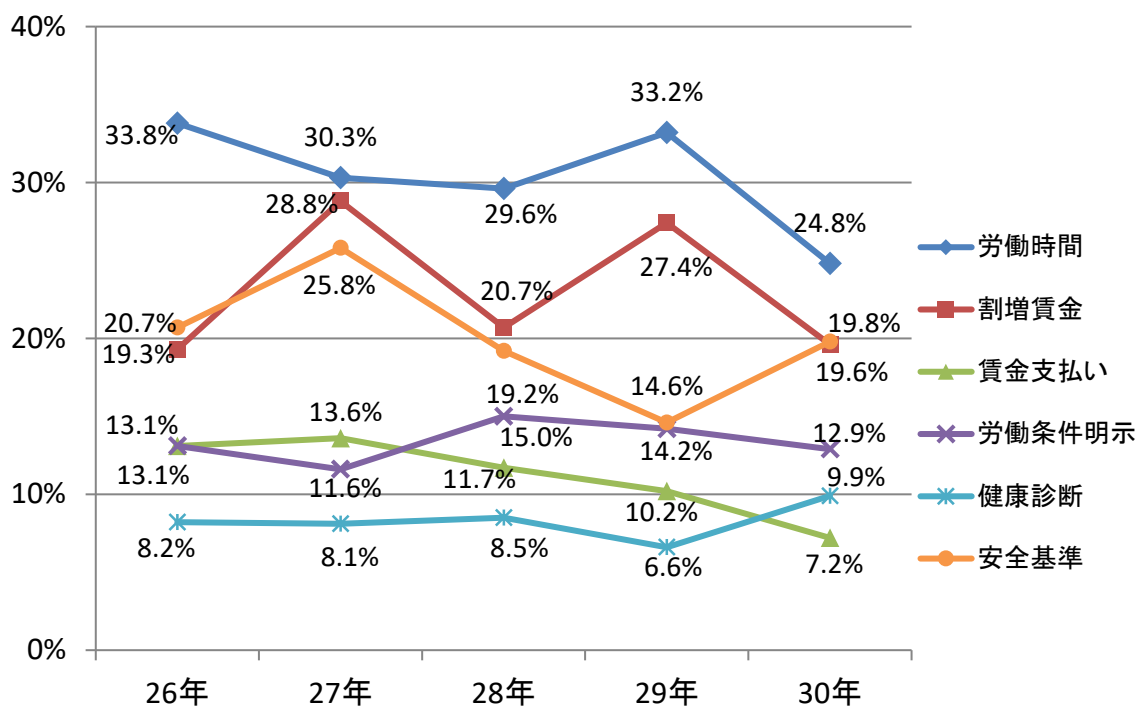


(2) 主な違反事項は、①労働時間(24.8%)、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準(19.8%)、③割増賃金の支払(19.6%)の順に多かった。



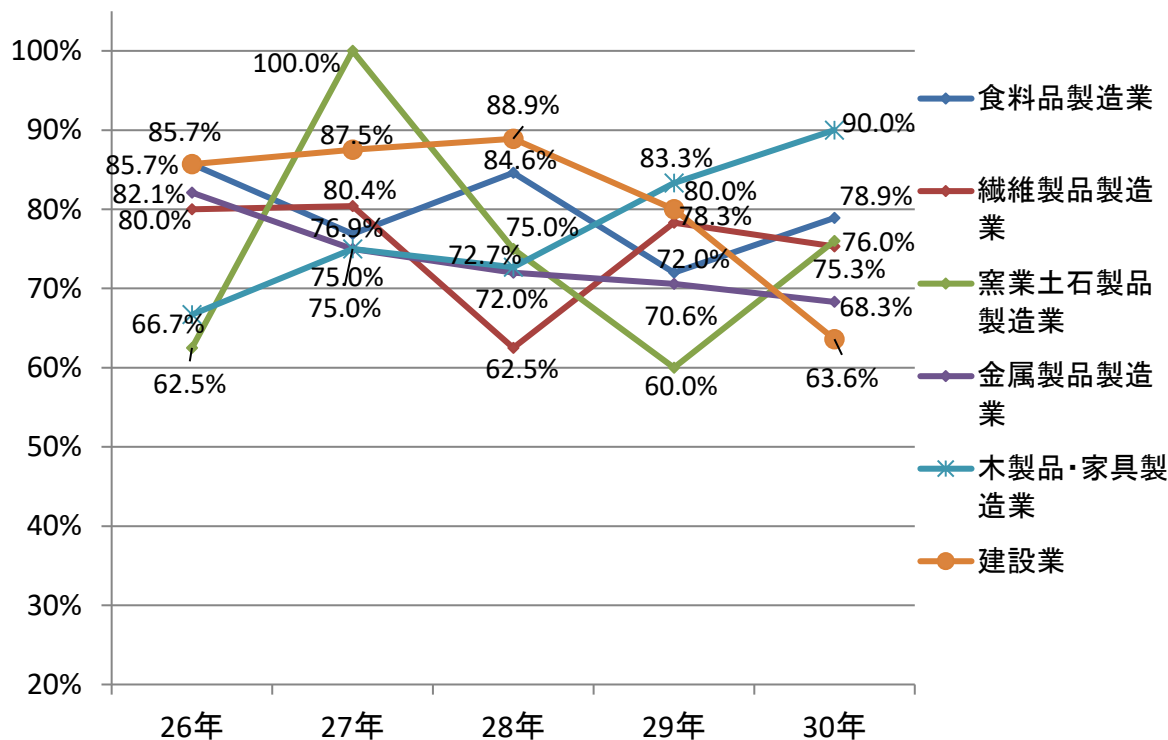
〈注〉違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な事項別の違反率は、労働時間が最も多いが減少傾向が認められる。



(4) 主な業種別の違反率は建設業、金属製品製造業が減少。

木製品・家具製造業は増加。食料品製造業、窯業土石製品製造業、繊維製品製造業は平均を上回っている。



(5) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった。

特に繊維製品製造業では、労働条件明示、賃金の支払、割増賃金等において、もっとも高い違反率となっている。

	合 計	違 反 率 (%)	製 造 業										建 設 業	農 業	そ の 他	
			食 料 品 製 造 業	繊 維 製 品 製 造 業	木 製 品 ・ 家 具 製 造 業	化 学 工 業	窯 業 土 石	金 属 製 品 製 造 業	一 般 機 械 器 具 製 造 業	電 気 機 械 器 具 製 造 業	輸 送 機 械 製 造	左 以 外 の 製 造 業				
監督指導実施事業場数	363		19	81	20	29	25	63	26	14	30	34	11	0	11	
うち違反事業場数	260		15	61	18	21	19	43	18	7	20	23	7	0	8	
違反率(%)	71.6		78.9	75.3	90.0	72.4	76.0	68.3	69.2	50.0	66.7	67.6	63.6	0.0	72.7	
主な法令違反の内容	労働基準法第15条 (労働条件明示)	47	12.9	4	15	4	3	1	7	4	1	3	3		2	
	同法第24条 (賃金の支払)	26	7.2	0	14	1	4	2	0	2		2	1			
	同法第32条 (労働時間)	90	24.8	6	17	5	9	5	18	8	3	8	4	2	5	
	同法第34条 (休憩)	3	0.8	1									1		1	
	同法第35条 (休日)	2	0.6	1	1											
	同法第37条 (割増賃金)	71	19.6	3	25	4	3	2	10	3	2	5	7	4	3	
	同法第89条 (就業規則)	23	6.3	3	7	1	1		4	2		1	2	1	1	
	同法第106条 (法令等周知)	21	5.8	1	6	1		1	4	1		2	3		2	
	同法第108条 (賃金台帳)	33	9.1		18		2		4	3	1		2		3	
	最低賃金法第4条 (最低賃金)	8	2.2		7				1							
	労働安全衛生法 安全基準	72	19.8	8	5	9	4	5	14	5	2	8	10	1		1
	健康診断	36	9.9	4	11	3	2	1	5		1	2	6			1

## 2 送検状況

労働基準監督機関が送検した件数は、平成30年は7件であった。

平成26年以降に送検した全26件のうち、縫製業が23件と約9割を占めている。

なお、全国における平成30年の送検件数は19件であった。

年	署	業種	送検内容
26年	関	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽の陳述
	関	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽の陳述
	岐阜	金属製品製造業	賃金不払
27年	多治見	食料品製造業	時間外労働・割増賃金・虚偽報告
	大垣	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・割増賃金
	岐阜	鋳物業	時間外労働
28年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	時間外労働
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽の陳述
	岐阜	縫製業	最低賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金
	岐阜八幡	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
29年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
30年	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	岐阜	縫製業	時間外労働・虚偽の陳述
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金
	大垣	縫製業	時間外労働・書類の廃棄
	大垣	縫製業	時間外労働・書類の廃棄
	大垣	縫製業	書類の廃棄
	関	縫製業	最低賃金・時間外労働
令和元年	大垣	縫製業	最低賃金
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働
	岐阜	縫製業	最低賃金・時間外労働・割増賃金・虚偽報告

### 3 事例

(1) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

#### 事例

「午後6時以降の残業に対して割増賃金が支払われない」との技能実習生からの申告に基づき、監督指導を実施

#### 概要

縫製業の事業場について、技能実習生から「毎日午後9時まで時間外労働を行っているのに、午後6時以降の割増賃金が支払われていない」との申告がされた。

調査を実施したところ、技能実習生の所定の終業時刻は午後5時であるが、時間外労働を行っても、午後6時にタイムカードを打刻させていた。それ以降の時間外労働については、「請負」と称して、完成させた製品の量に応じた報酬が支払われていたが、支払額は法定の割増率（25%）で計算した割増賃金額に満たなかった。

#### 指導内容

1 過去2年間に遡って、午後6時以降の労働時間の実態調査を行うよう指導した。

**指導事項** 労働時間の適正把握

2 上記1の結果明らかとなった時間外労働に対する割増賃金を、法定の割増率（25%）以上の率で計算して、不足額を支払うよう是正勧告した。

**指導事項** 労働基準法第37条違反（割増賃金の支払）

#### 指導の結果

過去に遡って労働時間の実態調査が行われ、在籍している技能実習生全員（9名）に対し、時間外労働に対する割増賃金の不足額、総額約130万円が支払われた。

(2) 送検の事例には、以下のようなものがあった。

## 事例 1

技能実習生からの申告を端緒に捜査に着手、長期間の賃金不払等により送検

### 捜査経過

技能実習生から、縫製業の事業場において、①半年以上、残業代を含めた賃金がまったく支払われていない、②月 180 時間を超える時間外労働を行っているとの申告がなされた。

関係資料や技能実習生への聴取内容から、概ね申告内容と同様の状況が確認された。

捜査の結果、技能実習生全員（6名）に対して、①総額約 1,000 万円の賃金を所定支払日に支払っていなかったこと、②36 協定を締結し、届け出ることなく、10 か月の間、平均で月 178 時間に及ぶ違法な時間外・休日労働を行わせていたことが明らかとなった。

### 被疑事実

○実習実施者（法人）及び事業主

- 1 所定の支払期日に、割増賃金を含む賃金を全額支払わなかったこと。  
**違反条文** 最低賃金法第 4 条（最低賃金額以上の支払い）  
労働基準法第 37 条（割増賃金の支払）
- 2 36 協定の締結・届出がないまま、時間外・休日労働を行わせたこと。  
**違反条文** 労働基準法第 32 条（労働時間）・第 35 条（休日）

## 事例 2

技能実習生からの申告を端緒に捜査に着手、長期間の賃金不払等により送検

### 捜査経過

技能実習生から、縫製業の事業場において、①賃金が最低賃金以下で支払われている、②時間外労働の割増賃金が法律どおり支払われていない、との申告がなされた。

関係資料や技能実習生への聴取内容から、概ね申告内容と同様の状況が確認された。

監督署の調査に対し、事業者は当初、技能実習生の申し立てどおり基本給が 70,000 円であり、残業の時間単価が 500 円であることを認めたが、その後供述をひるがえし、監督署に虚偽の報告をするなどしたため、作業場、事業者の自宅などの搜索差押を行い証拠を収集し、送検した。

### 被疑事実

#### ○事業主

- 1 所定の支払期日に、割増賃金を含む賃金を支払わなかったこと。

**違反条文** 最低賃金法第 4 条（最低賃金額以上の支払い）

労働基準法第 37 条（割増賃金の支払）

- 2 36 協定で定めた時間を超えて、時間外労働を行わせたこと。

**違反条文** 労働基準法第 32 条（労働時間）

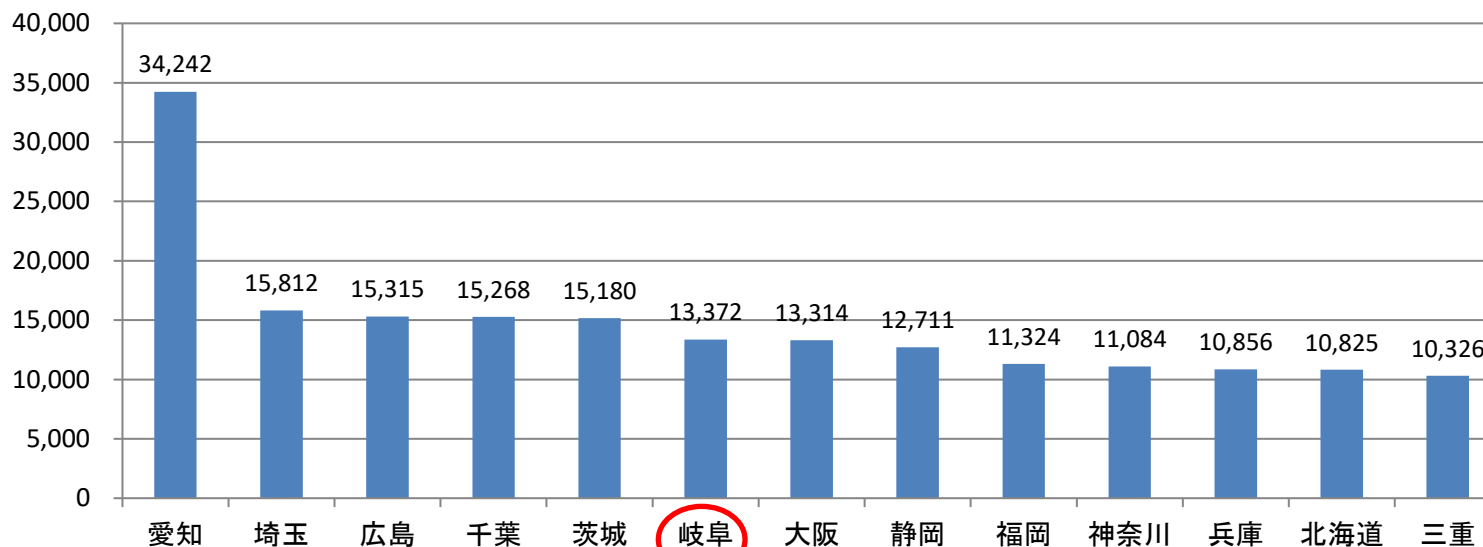
- 3 労働基準監督署に虚偽の報告を行ったこと。

**違反条文** 労働基準法第 104 条の 2（虚偽報告）



# 主要都道府県別技能実習生数

平成30年末



全国合計 328,360人

法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)統計表」

## 岐阜県内の技能実習生 主要国別内訳(平成30年10月末現在)

中国	5,122人	岐阜労働局「外国人雇用状況届」
ベトナム	4,310人	
フィリピン	539人	
カンボジア	495人	
タイ	385人	
インドネシア	384人	
ミャンマー	344人	